

(別紙様式1)

審議案件に関する概要

令和5年2月28日第四部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第6条第2項(変更)
届出日	令和4年8月10日
担当部署	上川総合振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社ダイイチ 代表取締役 若園 清	帯広市西20条南1丁目14番地47
株式会社アサヒHL 代表取締役 富居 慶幸	旭川市春光1条8丁目1番1号

2. 届出事項

(1) 店舗名及び所在地	ダイイチ花咲店 旭川市春光1条8丁目			
(2) 変更しようとしている事項	変更前		変更後	
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	3,581 m ²		5,190 m ²	
施設の配置	駐輪場及び荷さばき施設、 廃棄物保管施設の位置	届出書2-5 変更前施設配置図の とおり	届出書2-6 変更後施設配置図の とおり	
施設の運営 方法	開店時間・閉店時間	午前8時から 翌午前0時まで	(A、B棟) 午前8時から 翌午前0時まで (C棟) 午前8時から 午後9時50分まで	
	駐車場の利用時間帯	午前7時45分から 翌午前0時まで	(A、B棟前) 午前7時45分から 翌午前0時15分まで (C棟前) 午前7時45分から 午後10時まで	
	駐車場の出入口数	数	出入口3箇所 入口 1箇所 出口 1箇所	
		位置	届出書2-5 変更前施設配置図 のとおり	届出書2-6 変更後施設配置図の とおり
(3) 変更する年月日	令和5年4月11日			

3. 審査事項

(1) 駐車場 整備への 配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数 2 4 2 台 = 設置台数 2 4 2 台
	従業員駐車場等の整備	敷地内に 1 3 台確保
	駐輪場（自動二輪車を含む） の整備	9 2 台 ・ 同規模他店舗の運営実績を参考に計画しており、駐輪場が不足することはない。 ・ 自動二輪車の来客は極端に少ないことが予想されるが、来客駐車場に駐車した場合でも対応可能。
	来客車両等の入出庫方法	・ 入口ゲート・遮断機等はなく入庫待ちは発生しないと考える。
	搬入車両等の誘導	・ 荷捌き施設A、Bについては変更なし。 ・ 荷さばき施設Cについては、荷さばき処理能力 1 時間あたり 6 台に対し、1 時間あたり 1 台搬入とし、予定業種他店舗の施設規模を参考にしているので待機待車両は発生しない。 ・ 各配送業者が集中しないよう時間の配分に配慮する。 ・ 一括配送などの実施により搬入回数の削減に配慮する。
	歩行者の安全対策	・ 駐車場の出入口は、見通しの良い位置に設けドライバーの視距を確保し、歩行者や自転車の安全確保に配慮する。 ・ 来店車両に対し、各出入口看板を設置し注意喚起をし、歩行者や自転車の安全確保に配慮する。
	交通整理員の配置	・ 開店時及び売り出し等で混雑が予想される日に配置し円滑な交通誘導と安全対策に努める。 ・ 配置場所については、時間他、混雑状況に応じて臨機に対応する。
	除排雪による堆積方法	・ 原則として 1 0 c m 以上の積雪が生じた場合に除雪を行う。 ・ 場内には雪を堆積せず都度排雪し、来客用駐車台数の確保に努める。 ・ 突然の大雪などで排雪が間に合わない場合は、一時的に場内に堆積することも考えられるが、できるだけ速やかに排雪し、駐車場台数の確保に努める。 ・ 公道に堆積した雪で、出入口付近の見通しの悪化等、交通安全上の問題が発生した場合は、その排雪にも努める。
その他	・ 駐車場内に外灯を設置し、来客者への防犯対策を図る。	

(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音の予測結果		予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
			1	55 dB	42 dB	◎	
			2	55 dB	48 dB	◎	
			3	55 dB	51 dB	◎	
			4	55 dB	46 dB	◎	
	夜間の等価騒音の予測結果		予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
			1	45 dB	29 dB	◎	
			2	45 dB	39 dB	◎	
			3	45 dB	41 dB	◎	
			4	45 dB	40 dB	◎	
	夜間の音源 毎最大値	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価	
		a1	排気③	50 dB	58 dB	○	
		a2	排気④	50 dB	44 dB	◎	
		規制基準値を超える、予測地点a1について、直近住居壁際等で再計算した結果、次のとおり規制基準値を下回ります。					
		再計算点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価	
a1	排気③	40 dB	35 dB	◎			
騒音問題の一般的対策			<ul style="list-style-type: none"> ・店舗社員や取引先業者に対して、店舗周辺及び駐車場内走行時の安全確認や低速度走行及びアイドリング停止等を行うよう指導する。 ・来客者へアイドリング停止の呼びかけをする看板を駐車場内に設置し、騒音の軽減に配慮する。 ・豪雪時など安全が優先される以外の通常の除排雪作業は夜間（午後10時～翌午前6時まで）は行わない。 				
荷さばき作業等の対策			<ul style="list-style-type: none"> ・搬入業者に対し、作業時間の短縮を図り、極力騒音を出さないために作業の効率化及び騒音防止意識の徹底を指導する。 ・搬入業者にアイドリング停止を徹底させる。 				
付帯設備・施設等の対策			<ul style="list-style-type: none"> ・室外機は低騒音型の機種を選び、騒音の軽減に配慮する。（引き続きメンテナンスを十分に行うものとする。） 				
青少年の蝟集等の対策			<ul style="list-style-type: none"> ・営業終了後、駐車場の全ての出入口をチェーン等で閉鎖し青少年の蝟集による騒音防止対策を講ずる。 				
その他の対応方策			<ul style="list-style-type: none"> ・生活環境問題を発生させるおそれがある場合、かかる問題についても適正な対応策を講ずる。 ・住民から苦情が発生した場合は、小売店舗の責任者が迅速に対応を図る。 				
(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備		C棟指針容量 7.484m ³ < 設置容量 7.5m ³				
	保管場所の位置、構造等		<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物等保管施設は、構造的に堅牢かつ密閉できるものとし、廃棄物の飛散防止を図るとともに、衛生面に配慮します。 ・今回新設する廃棄物保管施設Cは屋内密閉型で、廃棄物が飛散することはない。 				

運搬・処理対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の分別を徹底し、運搬時の引き取り作業の迅速化を図る。 ・ 法や条例に基づき適切に処理を行うよう契約時に指示する。 ・ 設置容量は、指針による容量を充分上回っており不足することはない。
減量化、リサイクル等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 古紙、ダンボール、発泡スチロール等のリサイクルを徹底する。
調理臭、悪臭の飛散防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該施設では調理等を行わないため調理臭は発生しない。 ・ 在庫管理を徹底し食品ロスにならないよう努める。 ・ まれに食品の廃棄が想定されるが、商品はパッケージ包装されているため、悪臭は発生しない。
その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活環境問題を発生させるおそれがある場合、小売店舗の責任者が適正な対応策を講じる。
(4) 街並みづくり等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外照明や広告塔照明は、その光により地域の住民等に悪影響を与える「光害」を生じることがないように、照明は駐車場敷地内を照らし、明るさは10ルクス程度に抑え、営業時間終了後に消灯し周辺への影響に配慮する。 ・ 当該店舗が立地する地域において、町並みづくりが行われる場合、その取組みを阻害することのないよう調和を図る。
(5) 防災対策への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体から災害時の避難場所として、駐車場等敷地の一部使用あるいは店舗で扱っている物資の緊急時における提供等の要請等があった場合、必要な協力を行う。
(6) 防犯対策への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 閉店後は、建物機械警備の作動及び施錠を徹底して、防犯を図る。 ・ 自治会の防犯活動などへの適切な協力に配慮する。 ・ 所管警察署との連携を図って管理者が責任を持って緊急時の対応等を行う。
(7) 関係行政機関との協議状況	
公安委員会 (北海道警本部交通規制課、旭川方面旭川中央警察署交通第一課)	協議済み
地元市町村(旭川市)	協議済み
道路管理者 (旭川市土木部土木管理課、北海道開発局旭川開発建設部旭川道路事務所総務課)	協議済み

4. 市町村、住民等の意見

(1)市町村の意見	なし
(2)住民等の意見	なし

5. 道（上川総合振興局連絡調整会議）の意見案

なし

(ダイイチ花咲店)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺の地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、大規模小売店舗立地法第4条で述べられている配慮のうち、夜間の音源ごとの最大値で、敷地境界において排気音が、「騒音規制法における夜間の規制基準」を超えるが、受音点となる直近の住宅壁際等で再計算した結果、基準の範囲内の予測となっているため、この届出書等に記載された計画の実施が、地域の生活環境の保持に支障はないものと認められる。

旭川市からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、住民等からの意見も提出されていない。また、上川総合振興局連絡調整会議における関係課の意見はない。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。